

(別 紙)

被害一覧表

1 原告らの立場

(1) 空襲や原子爆弾の被害体験者、兵役の経験者

5 兵役を経験した原告ら、空襲や原子爆弾を経験した原告ら及びその家族である原告らは、戦争体験に伴うトラウマを抱えている。平和安全法制関連 2 法が制定されたことによって、日本が再び戦争に巻き込まれたり、テロの対象になったりし、再び被害を受けるのではないかと大きな恐怖感や危機感、強い怒りを抱き、多大な精神的苦痛を受けた。

10 (2) 地方公共団体・指定公共機関の職員や交通機関の職員、医療関係者

地方公共団体・指定公共機関の職員や交通機関の職員、医療関係者である原告らは、平和安全法制関連 2 法が制定され、日本が再び戦争に巻き込まれたり、あるいはテロの対象となったりした場合、戦争体制（有事体制）においては、国から戦争への協力が義務付けられ、危険な業務に従事させられたり、自らが勤務する交通機関が攻撃目標となったりする可能性が高く、これらによって、
15 生命・身体に重大な被害を受けるのではないかと大きな恐怖感を抱き、多大な精神的苦痛を受けた。

(3) 学者・教育者

ア 憲法を研究している学者である原告らは、憲法 9 条に明白に違反する平和
20 安全法制関連 2 法が制定されたことによって、自らの理念を根底から否定され、多大な精神的苦痛を受けた。

イ また、教育者である原告らは、先の第二次世界大戦において、戦争に協力する教育（軍国教育）を余儀なくされたことを反省し、それぞれの教育現場において、戦後の教育基本法の理念（教育は、「人格の完成を目指し、平和
25 で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」（同法 1 条））に基づき、

生徒に歴史の真実を教える、教え子を再び戦場に送らない、平和の価値を理解する人格に育てるという考えの下、日々努力してきた。そうであるにもかかわらず、戦争の危険性を増大させる平和安全法制関連2法が制定されたことにより、上記価値観や活動が根底から否定され、多大な精神的苦痛を受けた。

(4) 宗教家

宗教家である原告らは、先の第二次世界大戦において、言論統制と弾圧の恐怖にさらされ、教義に反し、戦争に加担することになったことを深く反省し、戦後は、信教の自由を保障する現行憲法の下、平和を強く希求し、宗教活動を行ってきた。しかしながら、戦争の危険性を増大させる平和安全法制関連2法の制定によって、宗教家としての信仰・良心を侵害され、多大な精神的苦痛を受けた。

(5) 原子力発電所や基地周辺の住民

福島第一原子力発電所・福島第二原子力発電所、米軍基地及び自衛隊基地の周辺に居住している原告らは、平和安全法制関連2法が制定され、日本が再び戦争に巻き込まれたり、あるいはテロの対象になったりすることによって、上記各原子力発電所、米軍基地及び自衛隊基地が攻撃目標となり、甚大な被害を受けるのではないかとの大きな恐怖感を抱き、多大な精神的苦痛を受けた。

(6) 障害者

障害者である原告らは、平和安全法制関連2法の制定に伴う軍事予算の増大によって、社会保障費が削減され、冷遇され、生きることが許されない社会に向かっているという不安感を抱き、多大な精神的苦痛を受けた。

(7) 女性や母親、若者等

女性や母親、若者である原告らは、平和安全法制関連2法が制定され、日本が再び戦争に巻き込まれたり、テロの対象となったりすることにより、女性が虐げられたり、自ら又は子が戦地に送られたりするのではないかという大きな

恐怖感を抱き、多大な精神的苦痛を受けた。

- (8) 以上のほか、原告らの中には、ジャーナリストや原子力発電所関係者等もあり、上記の原告らと同じく、平和安全法制関連2法が制定されたことによって、多大な精神的苦痛を受けた。

5 2 個別の原告の事情

なお、以下に個別の原告について述べる部分は例示であり、同じ経験をし、あるいは同じ立場にある他の原告らも同様の精神的苦痛を受けた。

(1) 原告A1（甲D1，甲D9）

ア 原告A1は、昭和19年4月末頃、故郷である福島県いわき市を離れ、陸軍特別幹部候補生（少年兵）に志願し（当時16歳であった。）、静岡県浜松市の部隊に入隊した後、昭和20年1月8日、陸軍航空審査部（現在の米軍C基地）に配属された。

昭和20年2月中旬の昼過ぎ頃、兵舎にいた際に、米軍の2機の戦闘機が銃撃をしながら兵舎を襲撃してきた。大急ぎで兵舎から避難し、前庭にあった「タコツボ」に飛び込み、辛うじて無事であったが、機関銃で応戦した下士官は、戦闘機に銃撃されて即死した。また、焼夷弾が兵舎に直撃し、目の前に突き刺さったこともあったが、不発弾であったため、一命を取りとめた。

イ 原告A1は、戦争の恐怖や殺し殺されるかもしれないという極限状態を経験したことから、戦争を生き残った者の一人として、我が国を再び戦争に近付けることになる企みを許してはならないと考え、生きてきた。しかしながら、戦争の危険性を増大させる平和安全法制関連2法が制定されてしまい、強い怒りを抱くとともに、戦争体験が呼び起こされ、戦争への恐怖感も抱いており、多大な精神的苦痛を受けた。

(2) 原告A2（甲D2）

ア 原告A2の従兄であるB1及びB2は、先の第二次世界大戦時に戦死した。従兄らの生前のエピソードを繰り返し聞き、戦争の悲惨さ、生き残った者の

無念さを感じてきた。

平和安全法制関連2法が制定されたところ、今後、同法に基づき、集団的自衛権が行使されると、敵国から我が国が米軍と一体となって軍事行動をしているものとみなされ、その結果、我が国がミサイル攻撃等を受け、多くの国民が殺されるかもしれないと感じ、上記戦争体験が呼び起こされ、落ち着いて眠れない日々が続き、多大な精神的苦痛を受けている。

イ また、原告A2は、38年間にわたって、主に福島県いわき市内において、小学校の教員を務め、退職後は、「従兄はマリアナの生み深く」と題するB1に関するノンフィクション作品を出版するなど、戦争体験についての執筆活動を行っている。

原告A2は、平和を願いながらこれらの活動を行っていたが、自身の理念に反し、戦争の危険性を増大させる平和安全法制関連2法が制定されたことによって、多大な精神的苦痛を受けた。

(2) 原告A3（甲D3，甲D10，原告A3本人）

ア 原告A3は、昭和18年3月23日、福島県双葉郡D村で生まれた。父は、先の第二次世界大戦時に、フィリピンで戦死し、遺骨は戻ってこず、父の骨箱の中には、小さな石ころが入っているだけであった。また、空襲のたびに、叔父や叔母に連れられて防空壕に逃げ込み（防空壕の近くに爆弾が落とされたこともある。）、空襲によって実家が焼失し、本家の味噌小屋を借りての生活を余儀なくされた。教員である母が勤務する小学校の敷地内に爆弾が落とされたこともあり、母の死亡を覚悟したこともあった。空襲に備えて、夜は外から見えないように裸電球に風呂敷を巻き、飛行機の音が聞こえると、息を殺し、通り過ぎるのを待っていたことは、記憶に強く残っている。戦後も、中学生の頃までは、夜の飛行機の音が怖かった。

イ その後、原告A3は、戦争記録紙から、戦地であるフィリピンにおいて日本軍が玉砕した写真を見付けたが、父が無念にも殺されたことが分かり、故

郷に戻ることなく、現在も異国の地で眠っていることに大きなショックを受けた。

原告A3は、戦争の反省の上に成立した平和を絶対に守らなければならないと考えており、家の本堂にも、「殺すな。殺されるな。」と記載された紙を掲示している。しかしながら、戦争の危険性を増大させる平和安全法制関連2法が制定されたことによって、戦争体験が思い起こされ、強い怒りや戦争への恐怖感を抱くなど多大な精神的苦痛を受けた。

ウ また、原告A3は、福島県内において、中学校の教員を務めたところ、自身の戦争体験に基づき、生徒に対して、平和の大切さや戦争の悲惨さを繰り返し説いてきた。しかしながら、戦争の危険性を増大させる平和安全法制関連2法が制定されたことによって、このような価値観や教育活動が否定され、多大な精神的苦痛を受けた。

(4) 原告A4（甲D4，原告A4本人）

ア 原告A4の父及び叔父は、先の第二次世界大戦時に戦死した。戦争の危険性を増大させる平和安全法制関連2法が制定されたことを知った際に、叔父が戦死したことを知らされて縁側で泣き叫ぶ祖母の姿を思い起こし、強い怒りや戦争への不安を抱き、多大な精神的苦痛を受けた。

イ また、原告A4は、「戦争は絶対いやだと貫いてね。」という母の遺言を守り続けなければならないという考えの下、生きてきたが、平和安全法制関連2法が制定されたことにより、自身の考えが否定され、この点からも多大な精神的苦痛を受けた。

(5) 原告A5（甲D6，原告A5本人）

ア 原告A5は、40年間にわたって、大学教員として、研究や教育活動を行うとともに、十数年間にわたって、学部長や教務部長を務めるなどの教育行政にも関わってきた。教え子が、現行憲法の重要な理念である平和主義、国民主義、基本的人権の尊重、男女同権等を理解した上で、国家・社会に貢献

する人間として巣立っていくものと期待しながら、教育活動等を行ってきた。
また、政府が政策決定をするに際しては、科学主義、人道主義、謙抑主義等
といった理念に沿ったものでなければならないと考えてきた。

しかしながら、自身の理念に反し、違憲である平和安全法制関連2法が制
定されたことによって、自身の価値観や教育活動が否定され、多大な精神的
苦痛を受けた。

イ また、原告A5は、僧侶（福島県いわき市内のE寺の住職）でもあるところ、
曹洞宗の教えである「不殺生戒」（人を殺すなかれ）、「衆生済度」、
「心の平穏、秩序の安寧」等を守り、平和を最重要のこととして、宗教活動
を行ってきた。しかしながら、戦争の危険性を増大させる平和安全法制関連
2法が制定されたことによって、このような価値観や宗教活動が根底から否
定され、多大な精神的苦痛を受けた。

(6) 原告A6（甲D7）

原告A6は、弁護士であり、学生運動の際には、機動隊から袋叩きにされた
ことがある。また、幼い頃に、傷痍軍人を目の当たりにし、戦争の恐ろしさ
を感じていた。これらの経験を踏まえて、平和主義の価値観に重きを置き、戦争
あるいは戦争の危険を回避できるかという視点を常に持って弁護活動を行って
きた。平和安全法制関連2法が制定されたことによって、我が国が再び戦争に
巻き込まれる危険性が高まり、恐怖感を抱き、多大な精神的苦痛を受けた。

(7) 原告A7（甲D8）

ア 原告A7は、昭和19年12月頃、召集令状を受けて宇都宮の部隊に入隊
し、家族に宛てた遺書を残した上で、中国の戦地に赴いた。戦地において、
上官の命令により、拘束されている中国人青年の脇腹を銃剣で刺す構えを取
らされ、仮に上官から「突け！」との命令があれば、確実に銃剣でその青年
を刺殺していた。

イ 原告A7は、戦争の危険性を増大させる平和安全法制関連2法が制定され

たことにより、戦争体験が思い起こされ、強い怒りや戦争への危機感を抱くなどの多大な精神的苦痛を受けた。

(8) 原告A8（甲D11，原告A8本人）

ア 原告A8は、昭和19年8月1日、福島県南相馬市で生まれた。小学生の時に、担任の先生に連れられて映画「ヒロシマ」を鑑賞したが、そこで描かれていた戦争の悲惨な状況が今も記憶に残っている。大学入学後は、松川事件の勝利報告集会や横田基地包囲大集会に参加し、これらの体験を通じて、権力の恐ろしさや平和憲法の意義についての考察を深めた。

イ その後、原告A8は、38年間にわたって、小学校の教員を務めた。平和でなければ教育は成り立たないと考え、「教え子を再び戦場に送るな」という考えの下、教育活動を行ってきた。

ウ このように、原告A8は、平和を守ること、人権を守ること、働く人の生活を守ること等に深く関わって生きてきたが、平和安全法制関連2法が制定されたことによって、このような考えや活動が否定され、多大な精神的苦痛を受けた。

(9) 原告A9（甲D12，原告A9本人）

ア 原告A9は、幼い頃に、傷痍軍人を目の当たりにし、戦争の恐ろしさを感じた。その後、昭和61年頃、福島県いわき市非核平和都市宣言を求める市民団体の事務局員として、宣言文の原案作成や署名運動を行い、これらの活動を通じて、平和を求める市民運動の意義を実感した。また、シベリアに抑留された旧日本軍人に対する戦後賠償を支援する「F」いわき支部の役員と交流するなどして、シベリア抑留者の存在等を知り、平穏な日常や平和の大切さを実感し、絶対に戦争を再び起こしてはならないとの信念を抱くに至った。

また、福島県いわき市内の戦争に関する資料を収集した上で、通史として発刊された「新しいいわきの歴史」中の「近現代の戦争の歴史」部分を執筆

したこともあり、現在は、平和活動に関する学習会の開催等を行う「G」の事務局長代行等として活動している。このような活動を経て、上記信念がより強くなった。

イ 原告A9は、戦争の危険性を増大させる平和安全法制関連2法が制定されたことによって、自身の信念や活動が否定され、多大な精神的苦痛を受けた。

(10) 原告A10（甲D13，原告A10本人）

ア 原告A10は、昭和18年、福島県H町で生まれた。先の第二次世界大戦において、空襲のたびに防空壕に逃げ、空襲の中で叔父の一人が死亡した。また、高校生の頃に、安保闘争が勃発し、クラスの仲間と議論し、反対集会にも参加した。これらの経験により、平和憲法や憲法9条の存在を強く意識するようになった。

イ その後、原告A10は、宮城県内の女子高等学校や福島県内の職業高校において、教師を務めた。教師として、憲法の尊重及び擁護を誓約し、教育基本法の理念を実践することが教師の本分と考えてきた。そこで、子ども達には、平和と真実を大切にすることを教え、子ども達を二度と戦場に送らないという信念の下、教育活動を行ってきた。

しかしながら、戦争の危険性を増大させる平和安全法制関連2法が制定されたことによって、自身の価値観や教育活動が否定され、多大な精神的苦痛を受けた。

ウ また、原告A10の二女は、JICA（国際協力機構）の職員として、南米やアメリカに赴いて農業技術指導等を行っているところ、原告A10は、戦争の危険性を増大させる平和安全法制関連2法が制定されたことにより、二女が戦争に巻き込まれるのではないかという恐怖感を抱き、多大な精神的苦痛を受けた。

(11) 原告A11（甲D14）

ア 原告A11は、I病院において、放射線技師として働いており、また、約

20年前からJ協議会の事務局次長を、約10年前から同協議会の事務局長を務めている。

同協議会は、平成11年に、周辺事態法の法整備が進められた際、同法に関する学習会を開催したところ、戦争が発生した場合、K港の港湾労働者や福島県いわき市内の医療従事者が兵站要員として戦争に巻き込まれ、死傷する可能性もあるため、同法の施行に反対しなければならないとの意見で一致した。また、同協議会は、平成15年に、イラク戦争が勃発し、我が国において有事法制が整備される中で、「L」、「M」及び「N」の各団体に対して集会を呼びかけ、戦闘にさらされるかもしれない状況下に自衛隊を派遣することは違憲であり、容認することはできないとの考えを広く共有した。それ以降、同協議会は、毎年6月に憲法改悪反対をスローガンとする集会を開催したり、デモ活動を行ったりしている。

原告A11は、平和主義の理念に基づき、上記のような活動を行っていたところ、戦争の危険性を増大させる平和安全法制関連2法が制定されたことにより、上記理念や平和活動が否定され、多大な精神的苦痛を受けた。

イ また、原告A11は、平和安全法制関連2法が制定されたことによって、有事の際には、医療従事者として戦地に派遣され、負傷者の治療に従事することから、苦痛や悔しさ、怒りを感じており、この点からも多大な精神的苦痛を受けた。

(12) 原告A12（甲D15）

ア 原告A12は、昭和18年8月6日、福島県双葉郡O町内の山寺で生まれた。戦後の住環境は劣悪であり、三度の食事はサツマイモの茎や大根の葉が入った粥で、小学3年生の頃までは弁当がない時もあった。このような幼少期の経験から、戦争は、男女も戦闘員・非戦闘員も関係なく、全ての国民を不幸のどん底に陥れるものであると感じた。

その後、38年間にわたって教員を務め、生徒に対しては、折に触れて、

「もし皆さんが日本の戦争時代に生まれていたら」などと自身の戦争体験を踏まえて戦争の話をし、多くの犠牲の下に生まれた我が国の憲法の重要性や平和の重要性、戦争の悲惨さを伝えた。また、文化祭で催された「戦争展」を通じて生徒と戦争について考えることもあった。

5 また、定年退職後、コスタリカを訪問し、軍隊を保持しないことを表明した同国の憲法やそれに基づく教育に触れ、平和についてより深く考えるようになった。

イ 原告A12は、昭和52年、父の跡を継いで、住職となった。寺の過去帳には、22名の戦死者（遺骨は戦地から戻らなかったと聞いている。）の名前が記載されており、その内、寺に納められた6名の戦死者の遺影は、現在10 も本堂に掛けてある。義父も、ルソン島マニラ東方で戦死しており、妻は、父親の顔すら知らない。自分が10年か20年早く生まれていたら、戦地で殺し殺され、遺影となって寺の本堂に掛けられることになったかもしれず、恐怖を抱いた。また、昭和18年の過去帳を読み、国の供出命令に基づき、15 戦争のために寺の仏具や仏像を供出したことを知り、戦時中に、宗教に対する弾圧が行われていたことに怒りを感じた。

ウ このように、原告A12は、戦争は絶対に起こしてはならないとの考えや平和主義の理念の下、生きてきたが、戦争の危険性を増大させる平和安全法制関連2法が制定されたことによって、自身の理念や教育活動が否定され、20 多大な精神的苦痛を受けた。

(13) 原告A13（甲D16，原告A13本人）

ア 原告A13は、戦後、シベリアから帰還した長男が、酒に酔いながら、戦争体験を家族に語る中で、家族につらく当たる姿を見て、苦痛や恐怖を感じた。その後、8年間にわたって教員を務める中で、生徒の卒業論文として、25 家族や親族から戦争体験を聞き取り、それを踏まえた感想を提出してもらったこともあった。その大半は、空腹や食糧確保に苦慮したことや空襲の恐ろ

しきについてであり、自分の両親や家族に対する同情と感謝が記載されていた。

イ その後、福島県いわき市の市議会議員となり、同市の戦災史を調査する中で、同市から招集された者や戦死者が多数いること、同市に対して多数回の空襲や原子爆弾の模擬爆弾の投下があったことを知った。

ウ これらの活動を通じて、憲法が規定する平和主義の理念に重きを置いてきたが、戦争の危険性を増大させる平和安全法制関連2法が制定されたことよって、日本が再び戦争に巻き込まれる危険性が高まり、不安や恐怖感を抱き、多大な精神的苦痛を受けた。

10 (14) 原告A14（甲D17）

ア 原告A14は、高校生の頃、戦争やシベリア抑留を経験した教師の戦争体験を聞いて、戦争について深く考えるようになった。大学生の頃には、反戦運動に関心を持ち、ベトナム戦争に反対する学習会に参加したり、安保闘争に参加したりした。

15 イ その後、原告A14は、福島県いわき市内において、P歯科医院を開業し、現在も、歯科医として働いている。

戦争の危険性を増大させる平和安全法制関連2法が制定されたことよって、有事の際には、医療従事者として、自身や病院のスタッフが前線等で危険な業務に従事させられ、命を失うこともあることに怒りや大きな不安感を抱き、多大な精神的苦痛を受けた。

20 (15) 原告A15（甲D18）

ア 原告A15は、昭和15年1月1日、福島県石城郡内で生まれた。第二次世界大戦時に、父の実家である同郡Q村に疎開したが、疎開先においても空襲が激しく、夜は電灯の光が外に漏れないように覆いをしたり、雨戸の穴から光が漏れないように塞いだりした。また、戦中戦後は食糧にも事欠き、自身を含めたきょうだい4人で1個の卵を分け合ったりし、貧しい生活を送っ

ていた。

イ その後、高校生の頃に、幼少期に疎開先の山の向こうに見えた花火のような光が福島県いわき市街への爆撃であったり、原子爆弾の模擬爆弾の投下であったりした事実を知り、これによって、多くの市民が死んだり、傷付けられたことを学び、我が国が再び戦争に近付くことがあってはならないと考えるようになった。大学生の頃には、戦争を繰り返してはならないとの正義感の下、安保闘争に参加したりした。

ウ 原告A15は、自身の体験や価値観が自身の人格を形成しているものと考えており、福島県いわき市内において、開業医として働きながらも、「G」に参加したりしている。

戦争の危険性を増大させる平和安全法制関連2法が制定されたことによって、自身の価値観が否定され、戦争への不安を抱き、多大な精神的苦痛を受けた。

(16) 原告A16 (甲D19)

ア 原告A16は、ポーランドのアウシュヴィッツ・ブルケナウ博物館から、記録写真や遺品等の資料を借り、日本全国でアウシュヴィッツの展示会を開催したり、栃木県R町に常設の資料館であるアウシュヴィッツ・ミュージアムを開館したりする中で、戦争はどのような形であれ繰り返してはならないし、人類の生存に係る問題であると確信した。その後、アウシュヴィッツ・ミュージアムは立ち退きを余儀なくされたものの、アウシュヴィッツ刑務所で行われた悲惨な歴史や平和の重要性を訴えることを途絶してはならないと考え、平成15年頃にアウシュヴィッツ平和博物館を開館し、命の大切さや平和の価値を伝える活動を行っている。

イ 原告A16は、戦争の危険性を増大させる平和安全法制関連2法が制定されたことによって、自身の価値観や活動を否定され、多大な精神的苦痛を受けた。